

県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」を設置した。ここでは、県と市町の新たな役割分担について検討、協議のうえ、県と市町の役割に関する指標を整理するとともに、対等・協力のパートナーとして連携、協力していくことを確認した。今後、本協議会の検討結果を踏まえ、個々の事務の性格や実態等を具体的に勘案しながら、県と市町の役割分担を明確にし、それぞれが果たすべき役割を踏まえ、新たな協力関係の構築について検討していく。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	
○車検用に発行される自動車税の納税証明書について 車検用に発行される自動車税の納税証明書の再発行が年間相当数に上っている。納税者に対して、納税証明を行う行政事務は必要であるが、そのために行政コストが増大しているとなれば、対策を検討する必要がある。IT化時代でもあり、コスト削減に向けて研究されたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(総務部税政課) 道路運送車両法第97条の2の規定により、継続検査(車検)の際には自動車税の滞納がない旨の証明が必要であり、自動車税の収入未済の圧縮に一定の効果を果たすものとなっている。一方、ご意見のとおり、納税証明書の再発行に伴う、窓口の手間や労力が大きいといった問題もある。 これまで、前年度まで自動車税に未納がない自動車については、納税通知書に納税証明書を添付するなど、再発行の件数を減らすよう努めてきたところである。 現在、国が中心となって、自動車保有関係手続のワンストップサービス化がすすめられており、平成20年2月からは継続検査においても対象となる予定である。 本県においても、ワンストップサービス化の一環として、納税の確認が電子的に行えるよう準備を進めていきたいと考えている。	

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	
○発売金収納管理業務について 競艇事業に係る発売金の管理について、近年の犯罪状況をみると、十分なセキュリティ対策が必要である。防犯の観点から、その取扱について再度確認を行い、安全確保に努められたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(総務部事業課) 従来からの管理体制を再度確認し、引き続き安全確保に努める。	

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監 査 の 意 見	
○消費者団体活動費補助金について 消費者団体活動費補助金については、平成16年6月に消費者保護基本法が消費者基本法と改められ、消費者の自立を支援することを基本とする方向が打ち出されたところであることから、消費者団体等に対する補助制度のあり方についても、こうした観点からそのあり方の見直しをされたい。	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(県民文化生活部県民生活課) 補助金は、その目的である「消費者の自主的かつ合理的な活動を促進することにより、県民の消費生活の安定および向上ならびに消費者の利益の擁護および増進を図ることに」について一定の成果をあげたことにより、平成16年度をもって廃止することとした。 これからの消費者政策のあり方については、平成16年10月29日に滋賀県消費者生活審議会に諮問を行い、現在、消費者基本法の改正も踏まえ、審議がされている。 今後は、滋賀県消費生活審議会の答申を踏まえ、消費者団体との協働の仕組みを構築	

し、さらなる県民の消費生活の安定および向上に努める。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	<p>○文化振興行政の市町村との連携および県立希望が丘文化公園の所管について</p> <p>文化振興事業について、県では知事部局所管となっているが、市町村においては多くが教育委員会の所管となっている。所管の違いが弊害とならないよう、十分連携して取り組まれない。</p> <p>また、県立希望が丘文化公園は、優れた自然環境を保護・活用し、県民に憩いの場を提供するとともに、広く県民文化、体育の向上に資するため設置され、青少年宿泊研修所や野外活動センター、スポーツ施設等を有する総合文化公園として活用され、滋賀県文化振興事業団に管理運営を委託している。</p> <p>しかしながら、当施設の現実の運営状況を見ると、文化施設というよりも教育、スポーツ施設と見る方がより自然な形ではないかと思われることから、指定管理者制度の導入とも併せ、その所管を教育委員会とすることも検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(県民文化生活部県民文化課)</p> <p>文化振興事業については、現在も県教育委員会などとも連携しながら、市町の文化振興所管部署へ各種事業の周知を図っており、今後も所管の違いが弊害とならないよう引き続き連携を図っていくこととする。</p> <p>また、希望が丘文化公園については、総合的な文化施設としての機能を備えているため知事部局で所管しているが、教育施設としての性格も併せ持っていることから、今後の施設のあり方や所管について、教育委員会と早急に検討を進めていくこととする。</p> <p>(教育委員会事務局総務課)</p> <p>スポーツ施設の所管は、他府県や県内市町の現状を見ても、それぞれの実情等に応じて管理がなされており、必ずしも教育委員会の所管とはなっていないが、県立希望が丘文化公園は県内の中央に位置するなど立地条件や自然環境にも恵まれており、将来的にも本県のスポーツ振興や県民のレクリエーション活動の拠点となりうる施設であることから、今後の施設のあり方も含め望ましい施設の所管について、知事部局の考えも聞きながら検討を進めている。</p>

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	<p>○自主防災組織の組織率について</p> <p>自主防災組織の組織率について、平成22年度、100%という目標を設定し、取り組まれているが、特に都市部を中心に組織化の遅れが見られることから、組織率の向上に取り組まれない。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(県民文化生活部総合防災課)</p> <p>都市部を中心に、7月以降8市町の首長を訪問し、地震防災の推進、自主防災組織の強化について自治体あがりの取組を要請した。</p> <p>また、身近な防災を訴えかけることにより「自主防災」の気運の盛り上がりを促すことを目的に、学校、地域住民、事業者、防災関係機関を対象に出前講座を120回実施した。</p> <p>さらに、家庭常備版の地震防災パンフレットを作成し、県内各家庭に届くよう各市町に3月に配布したが、この中でも自主防災組織の役割・重要性を訴え、啓発に取り組んだ。</p>

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	<p>○財団法人滋賀県動物保護管理協会への委託について</p> <p>動物管理業務委託について、人件費を含む金額で業務委託が行われているが、契約額を年度比較すると、人件費の増により安易に契約額が増加しており、経費節減の観点から、そのあり方を検討されたい。</p>

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(県民文化生活部生活衛生課)

犬の捕獲および犬・ねこの回収等の動物管理業務の委託については、一般管理経費の一層の節減に努めるとともに、16年度より開始した動物行政のあり方の検討の中で、委託内容の見直しを行うこととし、体制ならびに業務の効率化を図っていくこととしている。

監査結果報告年月日 平成16年12月2日

## 監 査 の 意 見

## ○水質調査について

河川や琵琶湖等での水質調査が複数部局でそれぞれの制度や目的で行われ、活用されているが、これらのデータについては、他の調査データと組み合わせ、解析することにより、さらに有効活用が可能と考えられる。これらデータを整理し、各機関で共有化できるようにすることで、より効果的な計画策定や、新たな施策への反映が期待できることから、このような取り組みについて検討されたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部水政課)

17年度設立される「琵琶湖・環境科学研究センター」において、水質をはじめ様々な環境に関する情報源の情報を収集・整理し、データベース化するとともに関連する行政部局や大学、企業の研究所などとの連携のもとに広く情報発信できるよう体制の整備を進めている。

(琵琶湖環境部環境管理課)

これまで、琵琶湖の水質については、衛生環境センターと琵琶湖研究所においてデータのやりとりや意見の交換を行ってきたが、今後は両者が統合された「琵琶湖・環境科学研究センター」において、水質をはじめ様々な環境に関する情報源の情報を収集するとともに、関連する行政部局や大学、研究所などの連携のもとに広く情報を収集することにより情報の共有化を図る。また共有化された情報を通じて各機関において施策の反映に努める。

監査結果報告年月日 平成16年12月2日

## 監 査 の 意 見

## ○琵琶湖総合保全の推進について

琵琶湖総合保全の推進にあたっては、関係部局との連携が不可欠である。関係部局それぞれが役割を分担しながら、より一層連携を密にし、定期的な情報交換等も行いながら、効果的な施策の推進に取り組まされたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部水政課)

琵琶湖総合保全の推進にあたっては、琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）を策定し、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全の分野の対策を総合的に進めている。

平成16年度で、計画の第1期対策の前半が終了することから、これまでの対策の効果を的確に把握するための指標の設定やモニタリング手法の検討、課題解決に向けこれから取り組むべき面源負荷対策などの効果的・効率的な対策について、関係部局によるワーキングを設置して検討を行っている。

監査結果報告年月日 平成16年12月2日

## 監 査 の 意 見

## ○屋外および湖辺等の美化推進・清掃業務について

屋外および湖辺等の清掃美化活動については、県民、事業者、行政等のそれぞれの自主的な取り組みのほか、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例による「環境美化の日」（5月30日・7月1日・12月1日）を基準日として、県民、事業者、各種団体、県、市町村等による県下一斉清掃が行われている。

しかしながら、市町村、ボランティア、NPO、観光協会等との役割分担が不明確であ

ることや、清掃美化活動の実施時期によっては、その後において、本県を訪れる人や県民に対して、湖国の美観を損ねる状況を呈する時期があるという現状があるので、実施時期も併せ効果的な実践方策を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部資源循環推進課)

「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に定める環境美化の日を基準とする県下一斉清掃については、ごみの散乱防止について県民の関心を高め、環境美化に対する県民運動への参加意識の向上を目的に実施している。

実施にあたっては、県、市町、美しい湖国をつくる会が提唱し、県民総参加の活動として事業者、各種団体、ボランティアおよびNPO等に積極的な参加を呼びかけるほか、地元市町は、回収ごみの処分を担当するなど、それぞれの主体が役割を持って実施している。

これら一斉清掃のほか、ゴールデンウィークの観光シーズン前には、観光協会等が中心となって観光地クリーン作戦を、渇水等の時期には、湖岸に打ち寄せたごみ、水草、流木等の回収を県職員等が行うなど、必要に応じた清掃活動を行っている。

また、年間を通じた活動として、ボランティア団体による清掃活動である淡海エコフオスター制度の実施や条例に基づき設置している環境美化監視員による街頭啓発、監視パトロールの実施がある。

これらの活動を効果的に実施することで、常に美しい湖国が保たれるよう努めたい。

監査結果報告年月日 平成16年12月2日

監査の意見

○県立病院について

病院3事業については最終的な責任体制が確立されていない。県立病院としての責任と費用負担のあり方など、今日までに種々議論されてきたところであるが、県立病院としてのあり方、それに対する公費負担のあり方、また病院経営の責任体制について、早急に構築されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部県立病院課)

県立病院の現状については経常収支が悪化傾向にあり、また、地方公営企業法の財務規定のみを適用して病院事業を運営していることから自主、自律的な経営を行うには制約があり、権限と責任の関係も不明確な状況にある。このため、平成16年度は県立病院のあり方について抜本的な見直し、検討を行い、その結果、県立病院は設置目的を踏まえ、政策医療の推進を前提として、地方公営企業法の全部適用をベースにしながら、独立行政法人制度の長所を取り入れた滋賀県独自の「全部適用」方式である「全部適用+」を平成18年度を目途に導入することとしたところである。

平成17年度は「全部適用+」導入に向けて経営体制面の整備を図るとともに、公費負担のあり方についても具体的に検討し、経営責任の明確化ができるよう抜本的な病院改革を推進していく。

監査結果報告年月日 平成16年12月2日

監査の意見

○県立病院における医師の確保について

県立病院における医師の確保については、特定の医科大学を通じて医師の確保に努められているが、小児保健医療センターの眼科医の確保ができていない。医師の確保については広く公募を行うなど、積極的に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部県立病院課)

小児保健医療センターの眼科医の確保については、早期確保に向けての努力を続け平成17年1月より常勤医が確保できた。

県立病院の医師確保については、従来から大学医局との連携によりレベルの高い医師をおおむね安定的に確保してきたが、将来に向けて病院独自に医師を確保していくことを視